

# 平成27年度第1回鶴岡市総合教育会議 次第

平成27年6月18日（木）  
15時～ 市役所庁議室

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 協議

(1) 鶴岡市総合教育会議設置要綱（案）について

(2) 鶴岡市教育大綱の策定について

## 4 当面の課題について

(1) 学校適正配置について

(2) 中高一貫教育校について

(3) その他

## 5 閉会

## 鶴岡市総合教育会議設置要綱（案）

### 1 設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、鶴岡市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 上記に関する構成員の事務の調整

### 3 構成員

会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### 4 会議

会議は、市長が招集する。

教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### 5 意見聴取

会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### 6 会議の公開

会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上の必要があると認めるときは、この限りでない。

### 7 議事録

市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

8 庶務

会議の庶務は、教育委員会管理課において行う。

9 運営の細目

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

# 鶴岡市教育大綱(案)

(平成27年度～平成30年度)

## <基本理念>

「ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成」

## <基本方針>

### 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

本市で大切にしてきた致道館教育の理念である「自学自修」「天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

また、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、学区、配置、通学方法などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

さらに、グローバル化に対応できる英語教育の強化など、新たな課題に取り組むとともに、既存学校施設の耐震補強や長寿命化など、将来を見据えた事業の推進を図ります。

### 2 多様な学習活動を支援する環境づくりの推進

多様化・高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援し、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進するとともに、社会教育施設が地域社会に役立つ機能を発揮するために、適切な事業運営ができる体制を整備します。

様々な機会を活用し、家庭の教育力を高め、豊かな自然環境の中での学びや多様な体験を通じて、子どもたちの心身共に元気で逞しい成長を促進します。

### 3 豊かな感性を高める文化の振興

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

また、文化財をはじめとした有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

### 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

市民誰もが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができるように、スポーツ施設の適切な管理運営、整備を進め、心身の健康の保持増進を図るとともに、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。